

デジタル化推進構想支援業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和2年12月に国は、デジタル社会構築のための各施策を効果的に実行していくために、自治体DX推進計画を策定し、国の主導のもとで自治体が足並みを揃えてデジタル社会の構築に向けた取り組みを進めることとされました。これを受け令和3年8月に「みよし市デジタル化推進構想（以下、「構想」という。）」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項とされた6項目を計画的に進めることとしました。構想の中で基幹系システム標準化・共通化以外の施策について令和7年度までに完了することとしています。

これらを踏まえ、デジタル化推進構想支援業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとします。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

デジタル化推進構想支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「デジタル化推進構想支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(4) 契約上限金額

金12,650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、3月議会議決前であり事業費の確保ができていない状態ではありませんので御承知おきください。

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

なお、契約候補者の選定については基幹系システム標準化移行調査・管理業務委託及びデジタル化推進構想支援業務委託プロポーザル事業者選定委員会が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者となります。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 契約締結日に、令和4年度みよし市競争入札参加資格者名簿に

大分類「役務の提供等」

中分類「コンピュータサービス」

小分類「システム調査・分析」

の業種において登録されている者であること。

(3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年2月21日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成

25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結)」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

- (4) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。（ただし、契約を締結する営業所としてみよし市競争入札参加資格者名簿に登録された営業所に限ります。）
- (5) 令和2年1月1日から令和3年12月31日までに官公庁において、同様又は類似の業務（行政情報推進に係る計画策定業務及びPMO業務）を元請として完了した実績を2件以上有していること。類似業務として行政情報推進に係る計画策定業務及びPMO業務を完了した実績とする場合は、行政情報推進に係る計画策定業務とPMO業務の両方を実施した実績が1件以上必要とします。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、品質マネジメントシステム（ISO 9001）及びプライバシーマークの全ての認証を取得していること。
- (7) 市民税・県民税、法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 事前説明会の開催

本プロポーザルに係る説明会を次のとおり開催します。

(1) 開催日時

ア 令和4年1月24日（月）午前11時から

イ 令和4年1月25日（火）午後3時から

※両日とも説明内容は同じとなります。

(2) 開催場所

みよし市役所庁舎6階601会議室

(3) 事前説明会の参加方法

令和4年1月21日（金）までに、「事前説明会参加希望（社名）」というタイトルで電子メール（広報情報課デジタル化推進室メールアドレス johoc@city.aichi-miyoshi.lg.jp）により、広報情報課デジタル化推進室に連絡してください。なお、メールの送信後には速やかにメール到着の有無を電話で広報情報課デジタル化推進室（広報情報課デジタル化推進室電話番号 0561-32-8357）に確認してください。

メール本文に24日又は25日どちらかの参加希望日を明記してください。

事前説明会の参加については参加1団体につき2名までとします。

6 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

(1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第12号）に質問事項を記載の上、令和4年2月10日（木）までに、電子メール（広報情報課デジタル化推進室メールアドレス johoc@city.aichi-miyoshi.lg.jp）により、広報情報課デジタル化推進室に提出してください。

なお、メールの件名は「デジタル化推進構想支援業務委託質疑提出（社名）」とし、メールの送信後には速やかにメール到着の有無を電話で広報情報課デジタル化推進室（広報情報課デジタル化推進室 電話番号 0561-32-8357）に確認してください。

(2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第13号）により、参加事業者全員に対し参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛て電子メールで、令和4年2月15日（火）までに回答します。

7 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要調書（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）
- オ 納税証明書

市民税・県民税、法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税の直近1年間分（非課税の場合はそれを証明するもの）

カ 参加資格要件(6)を証する認証の写し

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

みよし市役所政策推進部広報情報課デジタル化推進室（みよし市役所庁舎5階）窓口に直接又は郵送で提出してください。（ただし、郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと）

(4) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地（みよし市役所庁舎 5 階）

みよし市役所政策推進部広報情報課デジタル化推進室（担当：芳村）

(5) 提出期限

令和4年1月28日（金）午後5時まで ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和4年2月3日（木）（予定）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

8 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の企画提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。ただし、誤字脱字程度の軽微な修正は、事務局担当者に事前連絡した上で修正できるものとする。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備考
ア	企画提案書等提出届 （様式第6号）	1部	必要な事項を漏れなく記入し、会社名及び代表者氏名記入押印をしてください。
イ	企画提案書 （様式第7号）	6部	企画提案の内容を30ページ以内で記入してください。 （正本1部、副本5部を提出）
ウ	実施体制調書 （様式第8号）	1部	契約締結後の業務の実施体制について記入してください。
エ	配置予定者調書 （様式第9号）	1部	契約締結後に配置する予定である責任者及び担当者を記載してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記載してください。
オ	工程計画書 （様式第10号）	1部	仕様書等を参考に作成してください。 A3横で作成し、A4判サイズに折り込むことは可。

カ	見積提示金額調書 (様式第 11 号)	1 部	
---	------------------------	-----	--

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本産業規格による A 4 判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは 11 ポイント以上とします。
(ただし、図表等はこの限りではありません。)
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・仕様書は、必要最低限の要件を定めたものですが、仕様書の内容を満たす代替案は認めるものとします。
- ・仕様書に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合及び業務を行う上で、発注者にメリットがあると思われる業務においては積極的に提案してください。ただし、これに係る経費は、提出する見積額に含むものとする。
- ・1 事業者について 1 提案とします。
- ・正本 1 部は、商号又は名称及び代表者氏名を記入したものとし、ア～カの順に並べ、A 4 縦左側 2 穴綴じで提出してください。
- ・正本と同様のデータを格納した電子媒体を合わせて提出してください。
- ・企画提案書の副本 5 部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるようなマークや記述等を行わないでください。
- ・提出書類は、本プロポーザルによる受注者選定のみを使用しますが、みよし市情報公開条例（平成 13 年三好町条例第 2 号）に基づき、公文書の開示請求がされた場合は、一部又は全部について公開する場合があります。

(2) 提出方法

みよし市役所政策推進部広報情報課（みよし市役所庁舎 5 階）窓口へ直接提出してください。
※郵送及び電信等による提出は認めません。

(3) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地（みよし市役所庁舎 5 階）
みよし市役所政策推進部広報情報課デジタル化推進室（担当：芳村）

(4) 提出期限

令和 4 年 2 月 18 日（金）午後 5 時まで ※期限厳守

(5) 提出書類の無効

提出書類の中で、次の条件のいずれか一つでも該当する場合は、原則として提出書類を無効とし、審査の対象としないものとします。

- ア 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない。
- イ 許容された表現方法以外の方法が用いられている。
- ウ 虚偽の内容が記載されている。
- エ 見積額が本業務の提案上限額を超えている。
- オ 審査の公平性を害する行為がある。
- カ 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる。
- キ その他、本要領において規定した条件を満たしていない。

9 審査の手続

企画提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) 第 1 次審査（書面審査）

- ア 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書面審査を実施します。
- イ 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとします。
(企画提案書等の提出者が3者以下の場合は第1次審査を実施しません。)
- ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内(受付時間等)については、令和4年2月22日(火)までに、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(2) 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)

ア 開催日時

令和4年2月28日(月)午後1時30分から午後3時30分までのうち指定する時間

イ 開催場所

みよし市役所庁舎6階601会議室

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの実施とすることがあります。オンラインでの実施となった場合は、別途通知します。

ウ 審査の方法

1 事業者につき5分以内で準備、30分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を10分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1団体につき3名までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間については準備時間内で行うこととしますが、実際の時間構成は別途通知します。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、実施体制調書に記載した管理責任者及び担当者で行うものとします。会場に入場できるのは3名までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価基準

評価基準については下表のとおりです。

項目	事項	評価割合
事務所の能力	ア 同種・類似業務等の実績	15%
	イ 実施体制(技術者数の状況)	
	ウ 業務の繁忙度	
担当者の能力	ア 担当者の実務経験	15%
	イ 担当者の同種・類似業務等の実績	
	ウ 業務の繁忙度	
実施方針・ 提案内容の評価	ア 基本方針及び実施計画の独自性・妥当性	50%
	イ 実施意欲・取り組み意欲	
	ウ 提案内容の理解度	
	エ 提案内容の妥当性・創造性・実現性等	
提案金額	当該契約に対し、適切な提案金額であるか	20%
合計		100%

カ 注意事項

- ① プレゼンテーションは、選定委員、事務局を除き非公開で実施します。

- ② 説明は提出書類に記載された内容に限るものとし、説明用のスライドを除く追加資料の持ち込みをしないでください。説明に用いたスライドは、プレゼンテーション後にDVD等の電子媒体で提出するものとします。
- ③ 質疑に対する応答は、質疑応答時間内で応答し、持ち帰りは認めません。

10 契約候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーション等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行います。
- (2) 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定します。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとなりますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

11 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出したすべての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

審査結果についての異議申し立てはできないものとします。

12 契約

- (1) 本プロポーザルにより契約候補者と契約協議の上、提案上限額の範囲内で委託契約を締結します。ただし、契約候補者が参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したとき、その他契約を締結することができないやむを得ない事由により契約協議が成立しないときは、次点者と契約協議を行うものとします。
- (2) 委託契約締結に当たり、発注者と協議の上、仕様書の確定を行うものとします。なお、仕様書の内容は、本市が事前に提示した仕様書及び契約候補者が提示した企画提案書の内容を基本としますが、協議の結果、必要があれば訂正、追加、削除等を行うものとします。

13 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	1月14日(金)
参加申込	1月14日(金)～1月28日(金)
事前説明会	1月24日(月)、25日(火)
企画提案書等の提出	2月4日(金)～2月18日(金)
質問の受付	1月14日(金)～2月10日(木)
プロポーザル事業者選定委員会	2月21日(月)
一次審査結果通知	2月22日(水)
二次審査(プレゼンテーション)	2月28日(月) 午後1時30分から(予定)
プロポーザル事業者選定委員会	3月3日(木)
競争入札審査委員会(結果報告)	3月8日(火)
二次審査結果通知	3月9日(水)
仕様書詳細協議、契約締結	3月下旬～4月上旬

14 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る発注者からの参加報酬はありません。
- (3) 採用案の著作権は発注者に帰属するものとします。
- (4) 参加申込書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、辞退届（様式第14号）を提出するものとします。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはありません。